

後土御門天皇女房奉書

実隆公記延徳二年十
二月二十八日条貼継

【釈文】

〔端裏銘〕
仰 延徳二十廿八

文のやうひろうして候、れうたくふとうかきてまいらせ候、よろこひおほしめし候、〔返シ書〕ことにお
ほしめし候よりもなを〔上〕よくいてき候て、御ひさう候へく候、とてもものにさんをかきて、名を
くはへ候てまいらせ候やうにおほせられ候へく候、としのうち日も候はぬほとに、春になり候
ておほせられ候へく候、まつく元日のない弁、御ことかけ候つるに、りやうしやう申され候
て、めてたさ、〔裏紙上〕まめやかにかねてのたしなみもしられ候て、御ちうせつこれにすき候ましく候、
さそくとりみたされ候はんとをしはかりおほしめし候、いまたよくはりやうしやうのかたも
候はず、〔最上〕とくのをり候はて、御心つくしにて候よし、申とて候、かしく、

〔切封ウハ書〕
「御返事」

【漢字仮名交じり文・現代仮名づかいに直すと】

文のよう披露して候。龍沢不動を書きてまいらせ候。悦び思し召し候。殊に思し召し候よりも
なお良く出来候て、御秘藏候べく候。とてもものに贊を書きて、名を加え候てまいらせ候よう
に仰せられ候べく候。年の内日も候わぬ程に、春になり候て仰せられ候べく候。先ず先ず元日
の内弁、御事欠け候つるに、領状申され候て、目出度さ、まめやかにかねての嗜みも知られ候
て、御忠節これに過ぎ候まじく候。さぞさぞ取り乱され候わんと推し量り思し召し候。いまだ
よくは領状の方も候わず、整おり候わで、御心づくしにて候由、申せとて候。かしく。

【現代語訳すべし】

手紙の内容を披露いたしました。龍沢が不動を書いて進上してきました。喜んでいらつしやい
ます。特にお考え以上にすばらしく出来上がり、大切になさるおもつもりです。せつかくのこと
ですから賛を書いて、名を加えて進上するように命じられて下さい。年内は日数ありません
ので、新年になってから御命じ下さい。それにいたしましても元日の内弁について、つとめる

方を欠いていたところに、承諾をいただき、ありがたいことで、本当に前々からの用意覚悟のほどもうかがわれ、これ以上の御忠節はありません。さぞかし慌ただしいことでしょうと思っ
ていらつしやいます。まだはつきりと承諾されない方もあり、きちんとした状況になりません
ので、お心ばかりだということを、お伝えせよとのことです。かしこ。

【解説】

『実隆公記』延徳二年（一四九〇）十二月二十八日条に貼り継がれた同日付の女房奉書である。
記文中に「自禁裏度々仰等有之、続左」とあるのに対応し、同日付けのいま一通の女房奉書（元
日節会の内弁の助成として錢五百疋をおくることを伝える）とともに同日条の末尾に位置して
いる。前段は、同日、建仁寺大昌院天隠龍沢の描いた不動明王像を三条西実隆が取り次いで後
土御門天皇に進上したところ、画賛を加え、署名も記入するように求めたものである。もとも
と、天隠が建てた観音像を安置した小堂に勅額を望み、実隆がそれを取り次いだ際、額字に筆
を揮った天皇が、逆に天隠の不動明王像を望んだことに応じたものであった。来春にという天
皇の命のごとく、翌年正月十一日、天隠は画賛を加えた像を実隆のもとに送付し、実隆はこれ
を翌日進上したようだ（『大日本史料』第八編之四十、延徳二年十二月二十六日第一条を参照）。
後段は、実隆がわずか三日後に迫っていた元日節会の内弁を引き受けたことを嘉している。前
日二十七日、左大臣徳大寺実淳が内弁を辞退したため、奉行職事広橋守光の実父町広光が実隆
を訪れ、内弁をつとめるように懇願し、実隆がこれを受諾したことによるものであった。
二十八日の実隆は、入道前関白二条持通の許に赴き、初度の内弁をつとめるために教命を受け
たのをはじめ、準備に追われている。三日後の日記で実隆は、「今日初度奉行、凡無違乱、高運
至極、珍重々々」と記しており、急な事態ではあったが、無事につとめあげたことが窺われる。